

時事新報

第二千七百十八號
 明治廿三年七月十七日 木曜日
 舊曆庚寅六月朔日
 出刊時間
 日出版四時三十分
 月出版四時三十分
 午後五時三十分
 西曆一千八百九十年

時事新報定價
 贈新報一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價選
 送料廣告料ハ左ノ如シ
 一枚三錢 一月前金五十錢 三月前金一圓五十錢 六月前金三
 圓 一年前金六圓
 ○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ發送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ
 一月十五錢ノ送料ヲ申付
 時事新報廣告料前金

一行	五錢	活字	廿四	日限	三日以上	七日以上
一行	十錢	活字	廿四	日限	六日以上	十日以上

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
 時事新報配達のため此場合は新報代價一箇月
 前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵
 便印紙の代價を受く可し

時事新報

構造的政事

秩序定まりたる文明國の政事は總べて構造的に進まざる可らず我日本國にても今は専ら構造的政事を講ぜざる可らざれども凡そ事物を構造するには智慧周密十分經營の意匠を要するに於て其甚だ面倒なるが故に世間酒心を此點に傾けずして徒に粗大破壞的の論を旨とする者多し誠堪に痛嘆に堪へざるあり試に今の政論家を見るに政機運用上實際の方案を語らずして所謂高等政事を論議し其の論の節道を吟味すれば斯くの事は云々に爲せば可なりとは云はず云々の事は斯くなるが故に非なりとのみ論じ去り毎度小言の言ひ放しにして一口に罵り倒せども之を倒したる儘、如何にして之を起すやを示さず例へば條約改正論の如き愈々改正を實行したらば我海關稅に關して如何の利害ある可きや又内地雜居に因りて我社會財務上に如何の得失ある可きや凡そ此邊の問題は漫然之を度外視して憲法との關係は云々を先づ以て高等政治論に走り扱て當局者の改正案を罵り倒して已れ代りて其局に當らば如何に其政案を進めて満足なる改正を實行するを得べきや細かに善後の方案を構造して明に事の理と物の數とを示したるものあるを見ず近時政論家の論調は每事之に類するもの多く他人の構造したる筋書を見て由真之助は此處に出づ可らず勘平の切腹は早過ぎたりなど無責任の打毀し論を唱ふれども然らば此趣向を斯く變じて其脚色を如何す可しとて之れに代ふるの立案を抱くものなきは構造的政事を要するの今日、國の爲めに誠に惜む可き事共なり或は今の政府内の人々實際政務の局に當りて身に責任もあれば自から構造的の意味を解するると民間政論家の比に非ず現に近來我政府が法律規則を連發して殆んど慮日なきが如き一見構造的の趣あるに似たれども凡そ構造とは有る組織(オルガニゼーション)を打ち毀して無き新奇物を導き之を支配する條例を新調するの謂れのみならず例は租稅徵收法の如き取引相場所法の如き若くは山林監督法の如き古來我日本國に於て夫れ々其組織ありしとにして漫に之を破壊し去り風俗人情の異なる外國の規則を翻譯して其儘我國に適用せんとするは畢竟構造的の思想に

乏しきものにして其結果たる毎度實業家を苦しめ徒に舊組織を破壊するのみならず求めて不經濟に陥るとなきに非ず蓋し多年有り來りの組織は外形より見て無用なるが如きも實地國狀に適應して何處にか有用の點あるが故に自から永傳する者にして眞實構造的の考あらん者は其有用の點を見分けて之を方寸の中に藏め置き更に現今の要點を察して之に應ずるの新仕組を調和し新舊相備りて程能く時の急須に應ずるの機轉を願はしけれども政府内の人々も案外みの邊の機轉に乏しく時にブールス條例の如きものを發して其構造的の思想の貧なるを示すが如き我輩の遺憾とする所あり又構造を旨とする者は毎事始終を豫想して其成功の全きを期し苟くも姑息策を執る可らざるを勿論なれども近時政府の行事を見れば窮に釋然たるを得ざるものあり例へば會計法を一年限りにして其豫算を製するは固より異論なければども一官舎を建築するに時限二年に涉るときは先づ其今年分だけ算して残りは之を次年に廻はし其議決の結果に因りて之を繼續するの趣向なるが如きは利害果して如何なる可きや豫計豫算額を増すとを恐れて一官舎建築費の半額だけを取極め假りに全費を五十萬圓として既に工事に着手したる翌年國會議院のどの評議が變りて残り半額を半減する等の事情あらば前後の設計全く齟齬して狗尾續貂の續續策に出で既に入れたる金を殺して其儘を空にするの憾なきを得ず即ち此種の連絡したる事業は前以て全體の費額を議定し後日之を動かさずして其全功を求むるを構造的の思想家の所爲なる可きに一時の姑息策を弄して事業の性質を隱味して從來全國各地方にて地方稅に依りたる病院學校其他此類の公共事業を縣會議員の出來心に任して去年は廢し今年は興し又來年は再廢する等その興廢存滅の間に肝心なる事業は擧らずして徒に經濟法を紊したるものと同年の成績を得んとするは所謂構造的政事なる可きや如何、我輩の所見を以てするに凡そ我國人の習癖として漫然たる高等政治論を悦び精進する構造的の考を以て社會諸組織の改良法を立つるものと好まざるは政府内の人々も又民間の政論家も大抵似たり寄たりにして人事の進み行く今の世界に長く此習癖を存したらんには國家を以て無責任なる政論の試驗物と爲し利害得失を偶中に任じて國の政治經濟上に時々大疵を生ずるに至る可しと爲し掛念する所あり即ち國會開設に際する我國今日の大急務は官民共に政事を隔るに常に構造的の流儀を以てし社會組織の本末を審かにして胸中自から成竹を畫き弊害を論ずれば必ず其療治法を示し自説を成して然る後に他説を難し徒に批評的破壊的に馳せて小言の言ひ放しを爲さるやう其に心を用ふるに在るのみ放膽粗豪國事を語るは文明國人の事に非ず我輩の取らざる所なり

明治二十三年度官省所管裁出科目經常部兼治監警備府縣ノ三款總給及
 諸給ノ項中非債借給ノ次位(還官賜金)ノ目何官ノ節ヲ新設ス
 明治二十三年七月十六日 內務大臣伯耆 西郷從道
 ○大藏省告示第三十二號
 一紙幣二百三十九萬七千六百七十三圓七十五錢
 右ハ銀貨ト交換セシ支消紙幣及紙幣ト交換セシ損傷紙幣ノ合計ニシテ七
 月九日以降三日間印刷局內ニ於テ會計院庶務課官立官備檢査セリ
 明治二十三年七月十六日 大藏大臣伯耆 松方正義

第三回內國勸業博覽會出品査査梗概 第三回內國勸
 業博覽會出品査査梗概ハ左ノ如シ(第三回內國勸業博覽會)
 第一節 第一回

第一部工業ノ出品ハ其種類甚タ多ク人生日常ノ需要ニ供スルモノノ飲食
 品ヲ除ク外ハ悉ク皆工業品ニシテラサハハニシテ故ニ進歩ノ狀當リ一
 ナラズト雖モ要スルニ近來理化學應用ノ効著ク著ク爲シテ進歩ノ實蹟
 ナリスモノノ少カラズ又工業品ノ如キハ輸出ノ途次第ニ開ク多ク前會ニ
 見サレシ所ノ品類ヲ製出シ左ニ各品類ニ就キ審査ノ梗概ヲ略シテ
 凡百製造ノ進歩ニ就キ概観シテハ左ノ如キニシテハ審査ノ梗概ヲ略シテ
 一 食品類
 一 織物類
 一 皮革類
 一 漆器類
 一 陶器類
 一 磁器類
 一 硝子類
 一 金銀類
 一 銅器類
 一 鐵器類
 一 機械類
 一 電氣類
 一 化學類
 一 醫藥類
 一 農産物類
 一 畜産物類
 一 手工業品類
 一 美術品類
 一 雜貨類
 一 玩具類
 一 書籍類
 一 文具類
 一 樂器類
 一 其他類

皮以テ製
 固有ノ金銀
 銀ノ如キ
 モノノ少カラ
 數物ノ廣ク
 ア製シタル
 熟シ洋服類
 出ニ進スル
 品類ノ輸出
 要シテ知
 亦大ニ増加
 シ(レリス)
 工技大ニ進
 三機外ニ縫
 能ハス毛製
 計器ノ類ハ
 子ノ、扇
 然リ婦人頭
 キニ製サス
 品ニ對サス
 カラ智識中
 ナリ
 紙ハ舊來用
 續々現出シ
 種々現出シ
 タリト謂フ
 計器類ノ類
 計器類ノ類
 寫眞ハ從前
 本トシテ之
 品ヲ以テ種
 等ハ工作通
 日本刀ハ二
 鋼ノ如キニ
 土木工作等
 其工業品ニ
 第一節 第二回